

第52号議案

中間市総合会館条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

中間市長 福田 浩

中間市総合会館条例の一部を改正する条例

中間市総合会館条例（令和2年中間市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「午前9時から午後6時まで」を「次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 日曜日 午前9時から午後5時まで
- (2) 前号に掲げる日以外の日 午前9時から午後9時まで

第6条第1号中「及び火曜日」を削り、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 第9条の次に次の2条を加える。

（開所時間）

第9条の2 福祉センターの開所時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 日曜日 午前9時から午後5時まで
- (2) 前号に掲げる日以外の日 午前9時から午後9時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認めるときは、開所時間を変更することができる。

（休所日）

第9条の3 福祉センターの休所日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要と認めるときは、臨時に休所し、又は開所することができる。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 年末年始

第20条中「第5条から第8条まで」を「第7条及び第8条」に改める。

第24条第2項第2号中「（昭和23年法律第178号）」を削る。

第27条第1項第2号中「掲げる」の次に「日」を加える。

第38条の次に次の2条を加える。

（開所時間）

第38条の2 公民館の開所時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要と認めるときは、開所時間を変更することができる。

（休所日）

第38条の3 公民館の休所日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 年末年始

第41条中「並びに第27条及び第28条」を削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第14条、第45条関係）

施設区分	使用料		単位時間	備考	
	施設	冷暖房		面積	収容人員
研修室 1	410円	440円	1 時間	77平方メートル	30人
	620円				
研修室 2	410円	440円	1 時間	77平方メートル	30人
	620円				
視聴覚室	410円	440円	1 時間	51平方メートル	36人
	620円				
和室（2階）	200円	330円	1 時間	51平方メートル	20人
	300円				
和室（4階）	680円	660円	1 時間	262平方メートル	60人
	1,030円				
文化教養室 1	200円	330円	90分	25平方メートル	8人
	300円				
文化教養室 2	200円	330円	90分	28平方メートル	9人
	300円				
調理実習室	410円	440円	1 時間	77平方メートル	30人
	620円				
トレーニング ルーム	200円	—	3 時間	—	—
	300円				

備考

- 1 使用料のうち施設に係るものについて、上段は市内居住者、下段は市外居住者の使用料とする。
- 2 単位時間未満の使用があるときは、これを単位時間に繰り上げるものとする。
- 3 使用時間の算定に当たっては、準備及び後片付けに要する時間を含む。

- 4 トレーニングルームを使用することができる時間は、午前9時から午後5時までとする。
- 5 和室（2階）及び和室（4階）については、その一部について使用することができる。この場合における使用料の取扱いは、次の表のとおりとする。

施設区分	使用料	単位時間	面積	収容人員
和室（2階）	使用人数×130円	1日	51平方メートル	20人
	使用人数×200円			
和室（4階）	使用人数×130円	1日	262平方メートル	60人
	使用人数×200円			
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 使用料について、上段は市内居住者、下段は市外居住者の使用料とする。 2 単位時間未満の使用があるときは、これを単位時間に繰り上げるものとする。 3 使用時間の算定に当たっては、準備及び後片付けに要する時間を含む。 4 夏季（6月1日から9月末日まで）及び冬期（11月1日から翌年2月末日まで）の使用については、冷暖房に係る使用料として、1時間使用すごとに、使用人数に30円を乗じて得た額を加算する。 				

別表第2（第14条、第45条関係）

施設区分		使用することができる時間	使用料	単位時間
附属設備、 備品等	電位治療器	9時から17時30分まで。ただし、日曜日は、9時から16時30分までとする。	150円	30分
	電気マッサージ機	9時から17時30分まで。ただし、日曜日は、9時から16時30分までとする。	100円	15分

備考

- 1 単位時間未満の使用があるときは、これを単位時間に繰り上げるものとする。
- 2 使用時間の算定に当たっては、準備及び後片付けに要する時間を含む。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和5年1月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）までの間になされた中間市総合会館（以下「ハピネスなかま」という。）の使用又は利用に係る許可、使用料又は利用料金の納付等であって、施行日以後の日に係るものについては、この条例による改正後の中間市総合会館条例（以下「新条例」という。）の定めるところによりなされたものとみなす。

（準備行為）

3 ハピネスなかまの使用又は利用に係る申請、使用料又は利用料金の納付等であって、施行日以後の日に係るものについては、令和5年1月1日から令和5年3月31日までの間においても、新条例の定めるところにより行うことができる。

中間市一般職職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(開館時間)</p> <p>第5条 総合会館の開館時間は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>日曜日 午前9時から午後5時まで</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる日以外の日 午前9時から午後9時まで</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(休館日)</p> <p>第6条 総合会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要と認めたときは、臨時に休館し、又は開館することができる。</p> <p>(1) 月曜日</p> <p>(2) <u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(開所時間)</p> <p>第9条の2 <u>福祉センターの開所時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>日曜日 午前9時から午後5時まで</u></p>	<p>(開館時間)</p> <p>第5条 総合会館の開館時間は、<u>午前9時から午後6時までとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(休館日)</p> <p>第6条 総合会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要と認めたときは、臨時に休館し、又は開館することができる。</p> <p>(1) 月曜日<u>及び火曜日</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第9条 (略)</p>

(2) 前号に掲げる日以外の日 午前9時から午後9時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認めるときは、開所時間を変更することができる。

(休所日)

第9条の3 福祉センターの休所日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要と認めるときは、臨時に休所し、又は開所することができる。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 年末年始

(福祉センターへの準用)

第20条 第7条及び第8条の規定は、福祉センターについて準用する。

(支援センターの開所時間等)

第24条 (略)

2 支援センターの休所日は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) (略)

3 (略)

(開所時間)

(福祉センターへの準用)

第20条 第5条から第8条までの規定は、福祉センターについて準用する。

(支援センターの開所時間等)

第24条 (略)

2 支援センターの休所日は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) (略)

3 (略)

(開所時間)

第27条 生涯学習センターの開所時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる日以外の日 午前9時から午後9時まで

2 (略)

(区域)

第38条 (略)

(開所時間)

第38条の2 公民館の開所時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要と認めたときは、開所時間を変更することができる。

(休所日)

第38条の3 公民館の休所日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 年末年始

(公民館への準用)

第41条 第7条及び第8条の規定は、公民館について準用する。この場合において、第7条中「市長」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

第27条 生涯学習センターの開所時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる以外の日 午前9時から午後9時まで

2 (略)

(区域)

第38条 (略)

(公民館への準用)

第41条 第7条及び第8条並びに第27条及び第28条の規定は、公民館について準用する。この場合において、第7条中「市長」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

別表第1（第14条、第45条関係）

施設区分	使用料		単位時間	備考	
	施設	冷暖房		面積	収容人員
研修室1	410円	440円	1時間	77平方メートル	30人
	620円				
研修室2	410円	440円	1時間	77平方メートル	30人
	620円				
視聴覚室	410円	440円	1時間	51平方メートル	36人
	620円				
和室（2階）	200円	330円	1時間	51平方メートル	20人
	300円				
和室（4階）	680円	660円	1時間	262平方メートル	60人
	1,030円				
文化教養	200円	330円	90分	25平方メートル	8人

別表第1（第14条、第45条関係）

施設区分	使用時間	使用料
研修室1	9時から18時まで	620円/時
研修室2	9時から18時まで	620円/時
視聴覚室	9時から18時まで	620円/時
和室（2階）	9時から18時まで	300円/時 使用人数×200円/日
和室（4階）	9時から18時まで	1,030円/時 使用人数×200円/日
文化教養室1	9時から18時まで	300円/回 （1回90分）
文化教養室2	9時から18時まで	300円/回 （1回90分）
調理実習室	9時から17時まで	620円/時

室 1	300円			ル	
文化教養 室 2	200円	330円	90分	28平方メー トル	9人
	300円				
調理実習 室	410円	440円	1時間	77平方メー トル	30人
	620円				
トレーニ ングルー ム	200円	—	3時間	—	—
	300円				

トレーニングルーム	9時から17時まで	300円/回
-----------	-----------	--------

備考

- 1 使用料のうち施設に係るものについて、上段は市内居住者、下段は市外居住者の使用料とする。
- 2 単位時間未満の使用があるときは、これを単位時間に繰り上げるものとする。
- 3 使用時間の算定に当たっては、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- 4 トレーニングルームを使用することができる時間は、午前9時から午後5時までとする。
- 5 和室（2階）及び和室（4階）については、その一部について

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間とみなして計算する。
- 2 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含む。

使用することができる。この場合における使用料の取扱いは、次の表のとおりとする。

施設区分	使用料	単位時間	面積	収容人員
和室（2階）	使用人数×130円	1日	51平方メートル	20人
	使用人数×200円			
和室（4階）	使用人数×130円	1日	262平方メートル	60人
	使用人数×200円			

備考

- 1 使用料について、上段は市内居住者、下段は市外居住者の使用料とする。
- 2 単位時間未満の使用があるときは、これを単位時間に繰り上げるものとする。
- 3 使用時間の算定に当たっては、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- 4 夏季（6月1日から9月末日まで）及び冬期（11月1日

から翌年2月末日まで)の使用については、冷暖房に係る使用料として、1時間使用するごとに、使用人数に30円を乗じて得た額を加算する。

別表第2 (第14条、第45条関係)

施設区分		使用することができる時間	使用料	単位時間
附属設備、備品等	電位治療器	9時から17時30分まで。ただし、日曜日は、9時から16時30分までとする。	150円	30分
	電気マッサージ機	9時から17時30分まで。ただし、日曜日は、9時から16時30分までとする。	100円	15分

備考

- 1 単位時間未満の使用があるときは、これを単位時間に繰り上げるものとする。
- 2 使用時間の算定に当たっては、準備及び後片付けに要する時間を含む。

別表第2 (第14条、第45条関係)

施設区分		使用時間	使用料
附属設備、備品等	ヘルストロン	9時から17時30分まで	150円/30分
	電気マッサージ機	9時から17時30分まで	100円/15分

備考 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含む。